

# 山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症が収束しない中であって、モモの共同選果場（以下「共選場」という。）において感染症予防対策を講ずる作業者等の健康保持を図るため、共選場の空調設備の整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金の補助対象経費等)

第2条 知事は、農業協同組合が実施する事業について、市町村長に対し補助金を交付するものとし、その補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）を減額して交付申請をしなければならない。

ただし、申請時に農業協同組合に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

## (補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 農業協同組合は、この事業により取得した財産等について、財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良な管理のもと、効率的な運用を図らなければならない。

#### **（着 工）**

第6条 農業協同組合の事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として市町村長の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村長に交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとし、市町村長は交付決定前着手届の写しを知事に提出するものとする。

#### **（補助金の交付）**

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

#### **（実績報告書）**

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は当年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した農業協同組合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した農業協同組合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### **（補助金の額の確定）**

第9条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

### (財産処分の制限)

第 10 条 農業協同組合は、当該事業により取得し、又は効用の増加した施設等（以下「取得財産等」という。）については、補助金交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年 4 月 30 日農林省令第 18 号）」を勘案し、知事が交付決定通知に示す期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 農業協同組合は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、この承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。

### (書類の保管)

第 11 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、取得財産等の財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

### (書類の提出)

第 12 条 この要綱により提出する書類は、農務事務所長に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する農業協同組合にあっては、原則として、補助対象施設の住所を所管する市町村長が農務事務所長に提出するものとする。

### (その他)

第 13 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

### 附 則

1 この要綱は、令和 2 年 12 月 15 日から施行し、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

補助対象経費	補助率
スポットクーラー（天吊型・セパレート式のものに限る。）の整備に係る経費（空調設備（スポットクーラー）代、輸送費、据付工事費、諸経費等）	総事業費の1/2以内

様式第1号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画 〈別紙1〉

(2) その他知事が必要と認めるもの

〈別紙1〉

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

農業協同組合・共同選果場	事業実施内容	備考

(注) 交付決定前に事業に着手した場合は、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

(単位:円)

総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
	県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	

(注) 備考欄には、総事業費の積算根拠を記入すること。

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 3 山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第10条第1項に定める財産処分制限期間は次のとおりとする。
  - ・◇◇ 〇〇年
- 4 市町村長は、農業協同組合が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付してはならない。
  - (1) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
  - (2) 補助事業に関し法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
  - (3) 農業協同組合が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
    - イ 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
    - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

様式第3号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金変更承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

1 変更理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。]

様式第4号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由（具体的に記入すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号

財 産 管 理 台 帳

農業協同組合名

事業実施年度	令和○年度	補助金名	山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金						摘要
財産の内容	取得日	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		
		事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
			県補助金	その他					
整備内容、施設等の名称、設置場所、構造、数量等 ※詳細に記入する									

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第6号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金実績報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金について、次のとおり事業を完了（廃止）したので、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

補助金の額 金 円

※以下、様式第1号の別紙1に準じて作成すること。

- ・軽微な変更があった場合においては、変更前の事業の内容と変更後の事業の内容を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第7号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 氏 名 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金  
の消費税等仕入れ控除税額報告書

令和〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

1	補助金の確定額 (令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

農業協同組合名 代表者氏名 印

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金財産処分承認申請書

令和〇年度山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県モモ共同選果場感染症予防対策支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類
  - ・財産管理台帳
  - ・その他知事が必要と認める書類